

令和6年度 保護施設等指導監査結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
令和7年2月19日 実地	社会福祉法人 救護施設 新潟市有明福祉事業 協会 有明荘	法人 運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	今回の指摘を受けて、監事候補者の推薦議案が理事会で承認された時に、現監事2名に、評議員会に提案することに同意確認をし、議事録にもその旨記載することとします。
		法人 運営	社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、報酬規程に、報酬の支給手段(現金もしくは銀行振込など)について規定してください。	今回の指摘を受けて、次回の理事会で改正案を提案いたします。
		法人 会計	理事会及び評議員会で承認された令和5年度補正予算と、令和5年度決算における資金収支計算書の予算額が一致していませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会および評議員会で承認された補正予算と一致させてください。	今回の指摘を受けて、補正予算書案について理事会提出前に会計責任者等に点検確認をすることにしました。次回以降の作成時に細心の注意を払い、作成いたします。